

団体名	東広島市	所 属	中央図書館	他団体等との連携	
連絡先	図書係 (082) 422-9449				

取組事例名	図書等の郵送貸出	取組期間	平成 25 年度～
--------------	----------	-------------	-----------

取組の概要 ~ 図書館への来館が困難な方への郵送貸出

これまでには来館が困難な人が、図書館を利用できない状況だった。そこで、利便性を向上させ、より多くの地域住民が図書館を利用するようするために、来館が困難な人のうち、障害者や高齢者を対象に、郵送による本、雑誌の貸出を開始した。

取組の背景 ~ 来館が困難=図書館を利用できない

より多くの地域住民が利用できるように、午後 6 時から午後 7 時まで開館時間を延長（平成 23 年度のみ実施）、平成 24 年度から祝日開館を実施した。しかし、貸出は来館者を対象に窓口で行っていたため、来館が困難な人が、図書館を利用しにくい状況は改善されなかった。

取組のねらい ~ 図書館をより身近な存在に

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示 172 号）」で来館が困難な者に対するサービスとして、宅配サービスが示されている。そこで、来館が困難なことを理由に図書館を利用できなかった障害者や高齢者に対して、郵送貸出を行うことで、より多くの地域住民が生涯にわたって、自らの興味や関心に応じた読書活動が行える環境を提供する。

取組の具体的な内容 ~ 利用者の広がりを目指して

(1) サービス内容

ア 貸出資料

一般貸出ができる本、雑誌

イ 貸出期間

郵送期間を含めて 30 日間

ウ 貸出冊数

10 冊

エ 貸出依頼方法

郵送、電話、ファクシミリ、インターネット（図書館ホームページ）、代理人来館による窓口での申込み

オ 対象者要件

東広島市内に居住または、勤務・在学している人のうち、図書館への来館が困難で、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳所持者、②療育手帳所持者、③精神障害者保健福祉手帳所持者、④要支援・要介護認定を受けた者、⑤高齢者（65 歳以上）

(2) 広報活動

広報活動として、①図書館内での広報（ポスターを掲示、リーフレットの配布）、②市役所での広報（市広報に掲載、関係部署へのリーフレットの配布）、③図書館ホームページでの広報、④その他（地元ケーブルテレビへの出演、関係機関（リハビリセンター等）へのリーフレットの配布）を行った。



取組を進めていく中での課題・問題点～利用しやすくするために

より多くの人が利用しやすくなるために、(1) 対象者の選定、(2) 送料負担の軽減が課題となつた。

創意工夫した点～利用者が気軽に利用できるために

(1) 対象者の選定

対象者は障害者、高齢者及び介護保険制度の要支援・要介護認定者とした。

その中でも重度の障害者の①身体障害者手帳1～4級所持者、②療育手帳④、A所持者、③精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者、および要介護認定者には、経済的な負担を軽減するために、送料の片道分を図書館が負担することとした。

(2) 送料負担の軽減

送料負担を少しでも軽減するため、梱包材は軽量な袋を採用した。なお、選定する際には、郵送時に、本が傷みにくい丈夫なものであることを十分に確認した。

●例：400gの本をゆうメール対象者に郵送した場合

『段ボール（約150g）』  400g + 150g = 550g 郵送料：340円	より軽く！ → より安く！	『採用した梱包材（約50g）』  400g + 50g = 450g 郵送料：290円
---	-----------------------------------	--

また、日本郵便（株）の心身障害者用ゆうメールを利用することで、①身体障害者手帳1級～2級所持者、②療育手帳④またはA所持者は、送料負担が半額となつた。

《送 料》

	～150g	～250g	～500g	～1Kg	～2Kg	～3Kg
心身障害者用 ゆうメール	90円	105円	145円	170円	225円	295円
ゆうメール	180円	210円	290円	340円	450円	590円

取組の成果（効果）～来館しなくても利用できる図書館

平成25年4月2日から開始し、9月26日現在で登録者は3名、貸出冊数は14冊となっている。
課題となつた送料は、軽量な梱包材を工夫することと、心身障害者用ゆうメールの適用で安く抑えることができた。

今後の展開～利用しやすい環境の整備

より多くの人に利用していただくために、広報活動を充実させるとともに、対象者と貸出可能な資料の拡大を検討し、郵送貸出を利用しやすい環境を整える必要がある。

他団体へのアドバイス～図書館利用者の拡大のために

対象者の選定は、市域の広さ、人口構造、図書館利用状況等の自治体の特色を考慮して行う必要がある。また、利用者の送料負担が発生するため、負担軽減のための工夫が必要となる。

なお、事務の流れ（利用申込、利用決定、貸出、返却等）は、マニュアル化する必要がある。